

Nabeshima Labor Management



年金事務所の調査でパートの社会保険加入について指摘を受けています。

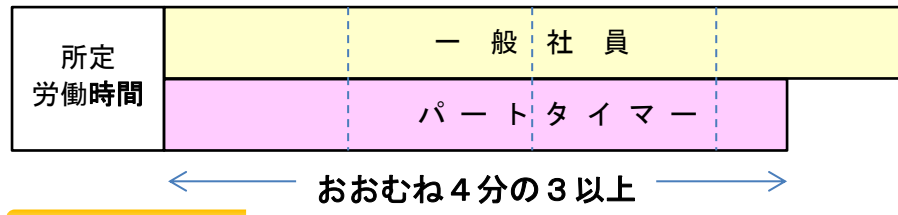
先日、年金事務所の調査が行われました。その結果、パートで一般社員のおおむね4分の3以上労働している人については健康保険、厚生年金保険（社会保険）に強制加入するようとの指摘を受けました。パート労働者（短時間労働者）の加入が急務です。

パートタイマー等の取扱い

パートタイマー等であっても、事業所と常用的使用関係にある場合には被保険者となります。常用的使用関係にあるかどうかは、労働日数、労働時間、就労形態、勤務内容等から総合的に判断します。その場合、①労働時間と②労働日数で、それぞれ一般社員の4分の3以上であるときには、原則として被保険者として取り扱うべきとされています。

① 労働時間

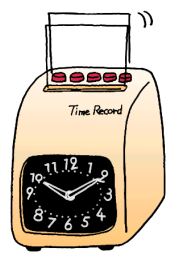
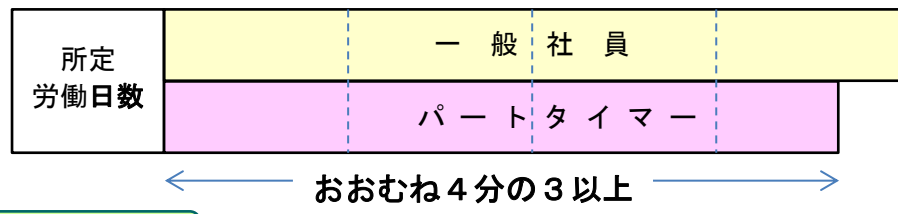
1日または1週間の所定労働時間が、一般社員のおおむね4分の3以上



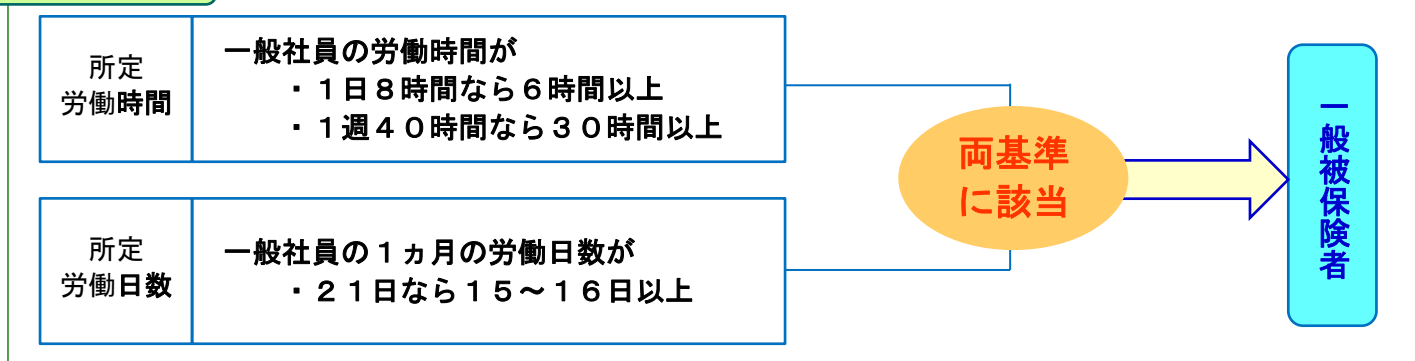
注意
雇用契約の内容が時間・日数とも4分の3に達していない場合でも、就労の実態が4分の3以上ならば被保険者になります。

② 労働日数

1カ月の勤務日数が、一般社員の所定労働日数のおおむね4分の3以上



具体例



平成28年10月からは、パート、アルバイトに対する社会保険の加入基準が拡大され、次の通りとなります（常時使用する労働者が501人以上の企業が対象）。

- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 月額賃金88,000円（年収106万円）以上であること
- 継続して1年以上勤務する予定であること
- 学生でないこと

※上記の適用拡大については「施行後3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる」こととなっています。

社会保険に「加入するパート」と「加入しないパート」を募集採用時から明確に区分し、適用対象者の加入を徹底するようお願いいたします。

《 筆者：石川 》

お知らせ

- ◆ 健康診断：ご希望の事業所様は8月20日までにお申し込みください。
実施日は10/7(水)、10/28(水)です。
- ◆ 賞与支払届：賞与を支給した場合には年金事務所への届出が必要です。
将来受給する年金額の計算の基礎となるものですので適切な処理をお願い致します。
- ◆ 夏季休暇：8月13日(木)～16日(日)までとさせていただきます。

自然との共生

私の大好きな那須山、いつも同じようなことを記載していますが、私の山歩きは那須から出発しています。26日(日)強風でしたが岩場を抜け三本槍まで縦走してきました。やっぱり自然の味は最高ですね。

那須連峰 朝日～三本槍往復



わたしのひとこと

平成28年1月からスタートするマイナンバー制度(番号法)、目的は行政の効率化で税と社会保障の一体化です。事務関係で対象となる事項は、主に総務(人事)・経理関係です。

- ① 税務関係…確定申告、届出書、調書、税務署の内部事務等
- ② 社会保障…労働(雇用保険の取得・喪失の確認、失業給付等)平成28年1月～
医療(介護保険・健康保険の取得・喪失及び給付等)平成29年1月～
年金(厚生年金・共済年金・確定給付企業年金等)平成29年1月～
福祉(児童手当・生活保護等)

※税務と厚労省の業務が一体化されますので、社会保険等の未加入・納税者の滞納等の確認が行われ一層されてきます。

※事業所における書類の整備・取扱い・設備の費用負担などが嵩みますので予定を立てて準備を進めてください。…不明なことについては現時点の範囲内でお答え致します。お尋ねください。

鍋島勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.n-roumu.co.jp>

E-mail: nabeshima@n-roumu.co.jp

